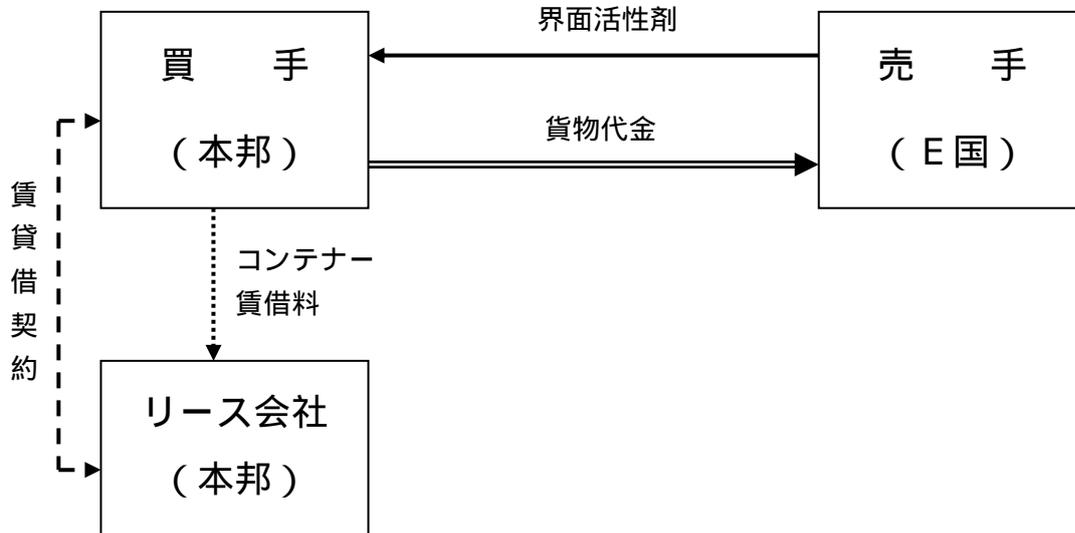


6. 輸入貨物の運送に使用するコンテナの賃借料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から界面活性剤を購入（輸入）します。

この輸入貨物は通常のコンテナで運送することができないため、当社は、コンテナリース会社から特殊なコンテナを賃貸借契約により借り受け輸入貨物を運送することとし、賃借料をコンテナリース会社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がコンテナリース会社に支払うコンテナ賃借料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がコンテナリース会社に支払うコンテナ賃借料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物の運送に使用されるコンテナの賃借料も含まれることとされています。

なお、輸入港までの運賃に含まれるコンテナ賃借料の額は、輸入港到着日（入港日を含む。）までの期間に対応する額によることとなり、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額は含まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ(ハ)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)